

アライアンス・バーンスタイン・ 日本グロース株ファンド

(愛称:ザ・プロフェッショナル)

追加型投信/国内/株式

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年1回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う「アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年2月25日に関東財務局長に提出しており、平成23年2月26日にその届出の効力が生じております。

- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、受託会社にて保管されますが、信託法により、受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。また販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社にご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。請求目論見書には信託約款全文を掲載しています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■ 委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

アライアンス・バーンスタイン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第303号
設立年月日: 1996年10月28日 資本金: 130百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額: 715,787百万円 (2011年7月末現在)

電話番号 03-3240-8660 (営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス <http://www.alliancebernstein.co.jp>

■ 受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の中長期的な安定成長を目標に積極的な運用を行います。

ファンドの特色

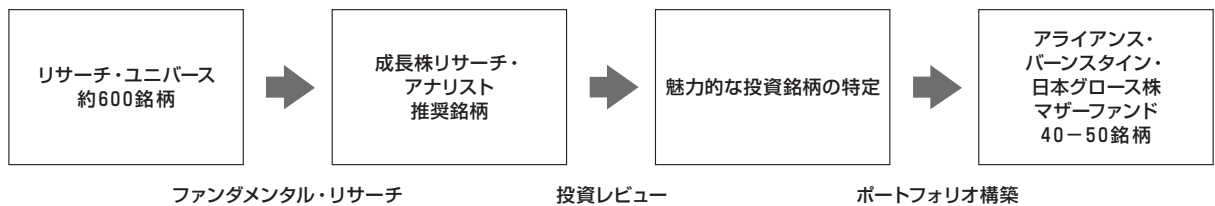
1 マザーファンド*を通じて、主としてわが国の株式に投資します。

*マザーファンドは、アライアンス・バーンスタイン日本グロース株マザーファンドです。

- 高い成長が期待できる大型優良株を中心に投資します。
- 企業の利益成長と株価バリュエーション（株価評価）の比較を行い最も魅力ある銘柄を選択し、妥当な株価水準で投資することを重視します。
- 株主利益を重視する企業経営を高く評価します。

2 ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

運用プロセス



(2011年3月末現在)

- アナリストの調査・分析を重視する「ボトムアップ・アプローチ」を基本とします。
 - 業種別に高い専門性を持つ成長株リサーチ・アナリストの徹底した企業調査に基づいて銘柄選択を行います。
- アナリストとポートフォリオ・マネジャーとの綿密な意見交換を通して、最終的な銘柄選択を行います。
- ポートフォリオ構築にあたっては、個別銘柄の相対的な確信度とポートフォリオ全体のバランスを考慮します。

運用体制

- 委託会社の日本成長株運用チームのアナリストとポートフォリオ・マネジャーの連携により運用します。
 - アライアンス・バーンスタイン*の海外の成長株運用チームのアナリストやポートフォリオ・マネジャーとも頻繁に情報および意見交換を行い、グローバルな視点から分析を行います。

* アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

3 マザーファンドの運用の一部は、アライアンス・バーンスタインのグループ会社に委託します。

■ 運用指図に関する権限委託：株式等の運用

※ 国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

- 委託先(投資顧問会社)：アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

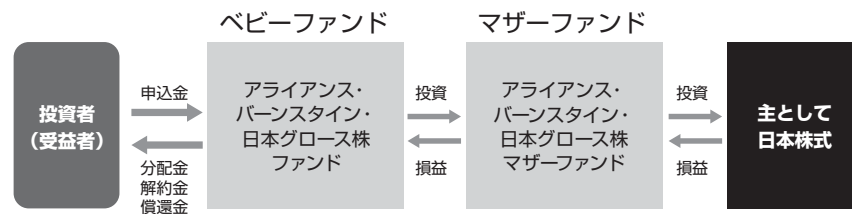
4 TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとします。

※ 当ファンドは、TOPIXとの連動を目指すものではありません。またTOPIXを上回る運用成果を保証するものではありません。今後ベンチマークを見直す場合があります。

5 ファミリーファンド方式で運用を行います。

- ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

ファンドの仕組み



分配方針

- 原則として、毎決算時(毎年11月30日。休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき分配します。
 - 経費控除後の配当等収益を中心として、委託会社が基準価額の水準等を勘案して収益分配金額を決定します。なお、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配原資が少額の場合は、収益の分配を行わない場合もあります。

主な投資制限

- 株式への投資割合 株式への実質投資割合は、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合 外貨建資産への投資は行いません。

投資リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて主として株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動きにより基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で株価が変動し、損失を被るリスクがあります。

信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象とする他のベビーファンドでの設定・解約等に伴うマザーファンドでの組入金融商品等の売買等が生じた場合、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

- 運用ガイドラインの遵守状況の監視
運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。
- パフォーマンスの検証
ファンドのパフォーマンス分析結果は投信戦略委員会に定期的に報告され、運用状況の検証が行われます。

ファンドの運用実績

基準価額・純資産の推移



基準価額（課税前前分配金再投資）は、課税前前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。税金、申込手数料など考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

基準価額	4,719 円
純資産総額	2.4 億円

分配の推移

決算期	分配金
第7期	2006年11月 0 円
第8期	2007年11月 0 円
第9期	2008年12月 0 円
第10期	2009年11月 0 円
第11期	2010年11月 0 円
設定来累計	0 円

分配金は1万口当り課税前

運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

資産構成比率

組入資産	比率 (%)
マザーファンド	98.4
現金等	1.6
合計	100.0

主な資産の状況（マザーファンドベース）

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です（小数点第2位を四捨五入しています）。

組入上位10銘柄

銘柄名	セクター	組入比率 (%)
1 トヨタ自動車	輸送用機器	4.4
2 三菱電機	電気機器	4.3
3 キヤノン	電気機器	4.0
4 日産自動車	輸送用機器	3.9
5 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.5
6 三井不動産	不動産業	3.4
7 ファナック	電気機器	3.3
8 三井物産	卸売業	3.0
9 東レ	繊維製品	3.0
10 三菱商事	卸売業	2.8
組入上位10銘柄計		35.6

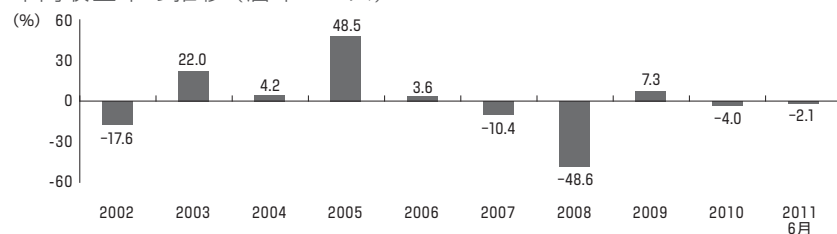
上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

セクター別配分

セクター	組入比率 (%)
電気機器	21.0
輸送用機器	12.8
小売業	6.9
機械	6.6
サービス業	6.4
銀行業	6.0
卸売業	5.8
不動産業	5.8
繊維製品	3.0
情報・通信業	2.9
その他業種	19.5
現金等	3.3
合計	100.0

セクター別配分は、東証33業種分類で区分しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



当ファンドの収益率は、課税前前分配金を再投資したとみなして算出しています。

2011年は6月末までの収益率を表示しています。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

手続・手数料等

<お知らせ>

当ファンドは、信託約款の規定に基づき平成23年11月4日付けで信託の終了（繰上償還）を予定しております。

※詳細は、最終ページに記載の「信託の終了（繰上償還）の予定について」をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	「一般コース」 1万口以上1万口単位 「自動けいぞく投資コース」 1万円以上1円単位 詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	「一般コース」 1万口単位 「自動けいぞく投資コース」 1口単位 詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則、午後3時までに、販売会社が受け付けを完了したものを当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成23年2月26日から平成24年2月28日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 ※繰上償還を行うこととなった場合、購入のお申込みは平成23年11月2日までです。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	無期限です。（信託設定日：平成11年11月30日） ※繰上償還を行うこととなった場合、信託期間は平成23年11月4日までです。
繰上償還	次のいずれかの場合は、信託を終了（繰上償還）する場合があります。 ・ 信託元本が30億円を下回ったとき ・ 受益者のため有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則、11月30日（休業日の場合は翌営業日） ※繰上償還を行うこととなった場合、最終計算期間の終了日は平成23年11月4日です。
収益分配	原則、年1回の毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税引後再投資されます。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率（以下の表の手数料率を上限とします。）を乗じて得た額とします。	
	購入申込口数	購入時手数料率
	1億口未満	3.15%（税抜3.00%）
	1億口以上	1.575%（税抜1.50%）
信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して年1.8165%（税抜年1.73%）の率を乗じて得た額とします。	
	<運用管理費用の配分> （委託会社）年0.8925%（税抜年0.85%） <small>マザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。</small>	
	（販売会社）年0.84%（税抜年0.80%）	（受託会社）年0.084%（税抜年0.08%）
	<small>※当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</small>	
その他の費用・手数料	監査報酬／信託事務の処理に要する諸費用／金融商品等の売買時の売買委託手数料／信託財産に関する租税等 <small>※ 投資者の皆様は保有期間中その都度がかかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。</small>	

※ ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成23年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

信託の終了(繰上償還)の予定について

当ファンドは、信託元本が30億円を下回る状態が続いており、今後も更なる資金流出が続いた場合、基本方針に沿った運用を行えなくなる可能性が高まっている状況等を慎重に検討した結果、運用を継続するよりも、信託を終了(繰上償還)することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、信託約款の規定に基づき平成23年11月4日をもって償還する予定です。

平成23年8月30日現在の受益者を対象として、異議申立期間(平成23年8月30日から平成23年9月30日まで)において、当ファンドの繰上償還についての異議申立てを受付けます。

異議申立てを行った受益者に帰属する受益権の合計口数が、平成23年8月30日における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成23年11月4日をもって償還します。

<金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項>

当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の株式を投資対象としますので、組入れた株式の価格の下落およびそれらの発行者の財務状況の悪化や倒産等の影響を受けることにより、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。なお、上記マザーファンドを通じて株式に投資する際には、信託財産から対価や手数料が支払われます。

